能勢町立義務教育学校施設長寿命化計画

令和4年3月 能勢町

目次

1	能勢町立義務教育学校施設の長寿命化計画策定について1
(1)	背景と目的
(2)	本計画の位置付け
(3)	計画期間
2	学校施設の目指すべき姿2
(1)	目指すべき姿の考え方
(2)	目指すべき姿
3	学校施設の実態と今後3
(1)	施設の概要
(2)	児童生徒数の推移
(3)	施設関連経費の推移
(4)	今後の維持・更新コスト
4	学校施設整備の基本的方針7
5	長寿命化の実施計画8
6	長寿命化計画の継続的運用方針

1 能勢町立義務教育学校施設の長寿命化計画策定について

(1) 背景と目的

本町が有する唯一の学校「能勢町立義務教育学校 能勢ささゆり学園」は、少子 化に伴う児童生徒数の減少や学校施設の老朽化に鑑み、平成28年度に、それまでの 6小学校、2中学校を小学校、中学校とも1校に再編整備し、「能勢町立能勢小学校、 能勢中学校」として、同一施設により開校しました。

再編整備を契機に、耐震基準を満たし、通用門の自動施錠設備を設置した施設で、 子どもたちが安全で安心に学校生活を過ごせる環境が整いました。

開校後6年が経過した現在、同一施設による小学校、中学校の9年間にわたる学校生活において、一人ひとりの教育に一貫性を持ち、より充実した教育課程を修められる体制づくりを目指し、令和4年度より義務教育学校へ移行することとなりました。

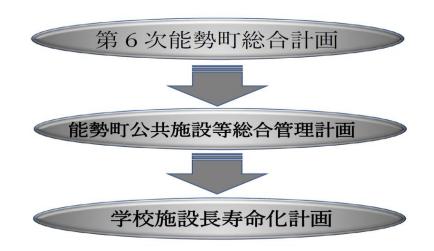
教育体制が変化を遂げ、教育環境の一層の向上を図る一方で、学校施設において はこれから経年劣化を起こしていくことが予想されます。

今後、充実した教育環境を保持していくためにも、ライフサイクルコスト(LCC)の抑制や、トータルコストの平準化による計画的な施設管理を行い、快適な学校生活を安定して提供するために、長寿命化計画を策定するものです。

なお、本計画は能勢町公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。) に基づく学校教育系施設の個別施設計画として位置付けます。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、第6次能勢町総合計画(以下「総合計画」という。)を補完する総合 管理計画の下位計画として位置付けられるものです。



(3) 計画期間

本計画の期間は、上位計画である総合管理計画との整合性を図るため、令和4年度(2022年度)から令和28年度(2046年度)までの25年間とし、総合管理計画の見直しに合わせて、内容を見直すことを基本とします。

2 学校施設の目指すべき姿

(1) 目指すべき姿の考え方

学校施設整備において、教育行政のソフト面の施策との連携は不可欠です。

また、質の高い教育の実現には、耐震化、老朽化対策やバリアフリー化など学校施設の方針を基本的に備えておくことも重要です。

さらに、学校は社会全体で子どもたちの学びを支援する場となり、地域の振興に も貢献するコミュニティの拠点としての役割も求められています。

このような状況を踏まえ、「学校施設整備基本構想の在り方について」(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議、平成25年3月)を参考にし、また、上位計画である総合計画の分野別計画「教育環境の充実」に掲げられている施策の方向性に基づき、学校施設の目指すべき姿を定めます。

総合計画 第5章:分野別計画

施策の方向性

02 教育環境の充実 「施策の方向性」(抜粋)

安全安心な学校づくり

- 子どもたちが安心して通学ができるよう、地域や関係機関と一体となって通学路の安全対策を推進します。また、生活や交通、災害等に関する安全教育を推進し、子どもたちの安全行動に関する資質の向上に取り組みます。
- 施設について予防保全型の対策を進め、計画的修繕による長寿命化を図るとともに、管理運営コストの削減や設備などの省エネルギー化を推進します。また時勢に即した設備機器の導入、更新を実施します。

学習環境の充実

重点化

ハード・ソフトの両面からより一層のICT 教育環境の整備を進め、ICT を活用した主体的・対話的な深い学びを実践するとともに、情報活用能力を育成し子どもたちの自立につなげていきます。

指導、相談体制の充実

- 子どもたちの個性を伸ばし、知・徳・体を兼ね備える人間形成を図るため、教職員の研修体制の充実等、指導力の向上に努めるとともに、教職員の組織的・継続的な人材育成と資質向上を目指します。
- スクールソーシャルワーカーを配置して支援を必要とする児童生徒や課題を有する子どもに対してきめ細やかな指導や支援を実施するとともに、関係機関や社会資源との連携を図るなど体制の強化に努めます。
- スクールカウンセラーの配置により、児童生徒のケア及び教職員の支援を実施します。

(2) 目指すべき姿

①安全安心な学校づくり

- ●災害対策……地震や土砂災害等への耐久性を保持するために、定期的な点検と 計画的な修繕を実施します。
- ❷防犯対策……来校者の目的確認を徹底するとともに、施設巡回やフェンス等施設周辺設備の補修及び強化に努め、広範囲にわたる敷地からの侵入を防止します。

②学習環境の充実

- ●快適性……誰もが不便を感じることなく学校生活を過ごすことができるバリアフリーに配慮した現有施設の保全に努めます。また、照明の LED 化による省電力を図り、教育環境の向上と自然環境にやさしい施設を目指します。
- ②適応性……令和2年度に一定の整備を完了した ICT 教育環境の積極的な活用と 適切な更新を行い、進み続ける情報化社会への適応性を高め、学習 意欲や学習効果の向上を目指します。

3 学校施設の実態と今後

(1) 施設の概要

本町の学校施設は、義務教育学校「能勢ささゆり学園」1校で、主な建物の概要 は以下のとおりです。

■ 主な建物概要

*構造・階数・面積は、建築基準法上による

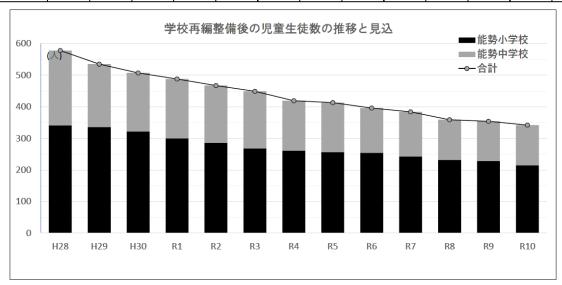
		~		
	建物名称	構造/階数	延べ面積 (㎡)	備考
西	相	鉄筋コンクリート造/地上3階建	4,521.12	
東	相	鉄筋コンクリート造/地上3階建	2,795.74	
共	用 核	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造/地下1階、地上3階建	2,831.34	うち小体育館 347.9㎡、給食室 372.2㎡
体	育 館 桐	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造/平屋建	1,346.74	
プ・	ール附属様	鉄筋コンクリート造/平屋建	210.50	
プ	— <i>Л</i>	鉄骨造	105.60	日除け庇
附	属植	鉄筋コンクリート造/平屋建	120.00	
	-		11,931.04	

(2) 児童生徒数の推移

児童生徒数は、学校を1小学校、1中学校に再編整備した後も、毎年、減少して きています。今後もこの傾向が続くと予想されます。

■児童数・生徒数の推移

												(単位	江(人)
学校名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
能勢小学校	341	336	322	300	286	268	261	256	254	243	232	228	215
能勢中学校	237	199	185	188	181	181	158	157	142	141	127	126	127
合計	578	535	507	488	467	449	419	413	396	384	359	354	342



- ※令和4年度の児童生徒数は令和4年2月現在の在籍児童生徒数見込を、令和5年度 以降は、令和4年2月現在で本町に住民票を有する0歳児から5歳児までの乳幼 児数から見込んでいます。
- ※令和4年度からは、義務教育学校へ移行します。そのため、小学校、中学校の区分がなくなり、1年生から6年生までの期間を「前期課程」、7年生から9年生までの期間を「後期課程」と位置付けることになります。

(3) 施設関連経費の推移

能勢ささゆり学園は、建設後、令和3年度末で6年が経過します。ICT教育環境の整備(令和元年度、2年度)を除いては、これまでに施設の大規模な整備は実施していません。老朽化に伴う改修等は、今後、計画的に取り組んでいくことになります。

維持補修費は、年度の修繕箇所によって費用に違いはありますが、施設整備費同様、経過年数が短いこともあり、年間約1~2百万円程度で推移しています。

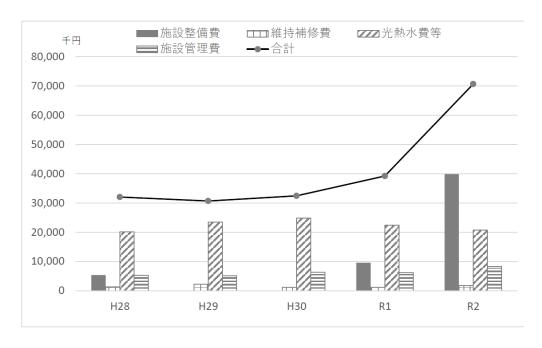
光熱水費等は、学校生活を過ごすうえで必要不可欠な経費で、電気、水道、灯油 に係る費用は、毎年約2千万円~2千5百万円で推移しています。

現在の施設を適正に運営していくために必要な施設管理費は、法定検査など必須

項目を主とした費用で、開校当初は単年度ごとに必要に応じて個別に業務を委託していましたが、平成30年度からは、主な施設運営の管理を業者に委託する包括管理委託し、併せて施設の軽微な修繕も含めました。令和2年度に令和6年度までの5年契約を締結していますので、令和6年度までは、概ね同額程度の費用になることが見込まれます。

単位:千円

区分\年度	H28	H29	H30	R1	R2
施設整備費	5, 343	0	0	9,537	39, 823
維持補修費	1, 312	2, 145	1, 180	1, 175	1,778
光熱水費等	20,067	23, 366	24, 887	22, 386	20, 702
施設管理費	5, 284	5, 133	6,330	6,120	8, 332
合計	32,006	30,644	32, 397	39, 218	70,635



◇施設整備費・・・施設整備に係る費用(工事請負費、設計業務委託料等)

◇維持補修費・・・部分的な損傷や劣化の修繕に係る費用(修繕費、補修用原材料費)

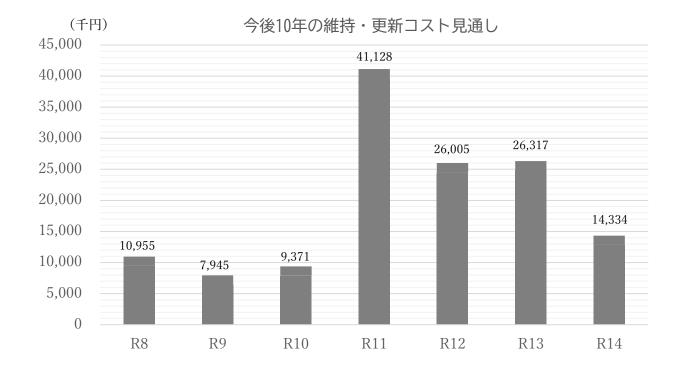
◇光熱水費等・・・日常の学校生活に不可欠な運営費(光熱水費、燃料費)

◇施設管理費・・・施設や設備の清掃及び点検等、施設を安全、清潔に保つための費用 (手数料、保険料、委託料)

(4) 今後の維持・更新コスト

本町唯一の学校である能勢ささゆり学園は、比較的新しい施設であり、これまでは大きな改修等の必要はなく、施設整備に多額の経費を費やすことはありませんでした。

今後の経年劣化に効率よく対応するために、総合管理計画「第3章.3.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方 1)安全性・快適性の向上」欄に記載されているとおり、安全性を確保するために定期的に点検や診断を実施し、その結果を受け、施設に支障が生じる前に計画的かつ効果的な施設の維持修繕や更新に努め、長寿命化を図っていく必要があります。



- ○学校建設後10年(令和8年)以下の期間は大規模改修を行わないものと見込む。
- 〇学校建設後 11 年目(令和 9 年)以後に建築において小・中規模改修を見込み、全棟分(西、東、共用棟、体育館)の建築修繕を試算した。ただし、機械設備は見込まない。

建設後小・中規模改修を実施し、長寿命化を図った場合と従来の事後保全型の改修中心の場合との違いを、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定の手引き」や総合管理計画「第2章.2.5 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込 5)施設を耐用年数経過時に単純更新した見込及び長寿命化対策を反映した場合の見込」に基づき比較すると、次のとおりになります。

《設定条件》

更新費用…32 億 1592 万4千円(全国自治協会建物災害共済基準額)

試算の考え方

	内容	単純更新 (築後)	長寿命化 (築後)	費用
更新	目標対象年数既存の建物の建替え 更新を言います。	60 年	80 年	更新費用の 100%
大規模改修	建物の使用年数を延命させるための 大規模な改修事業を指します。	30 年	40 年	更新費用の 60%
中規模改修	一定の部位における老朽化対策のた めの改修・更新事業のことを指します。	-	20 年 60 年	更新費用の 20%

【試 算】

(単位:千円)

築後区分	20年	30年	40年	60年	80年	合計	従来型による更新 (築後60年) までの費用比較
従来型	_	1,929,554		3,215,924		5,145,478	5,145,478
長寿命化型	136,055	_	1,929,554	136,055	3,215,924	5,417,588	2,201,664
,						差額	2,943,814

この試算から、従来型の施設寿命である 60 年目での費用を比較すると長寿命化型の場合、約 29 億 43 百万円、約 57.2%の節減効果が見込まれます。

4 学校施設整備の基本的方針

これから施設の長寿命化に取り組むに当たり、計画的な改修等による経費節減と 予算の平準化を念頭に、基本的な方針を次のように定めます。

① 整備水準の設定項目

計画的な施設整備を実施していくために以下の項目について、劣化状況を定期的に調査する。

- ●安全面……児童生徒が安全に学校生活を過ごせるために調査する項目
- ❷機能面……児童生徒が充足した設備のもとで不自由さを感じることなく学校生活を過ごせるために調査する項目
- ❸環境面……児童生徒が快適に学校生活を過ごせるために調査する項目

●安全面	・内装 ・外装 ・防災機能 ・防災対策 ・事故防止対策
❷機能面	・空調設備 ・給排水等設備 ・ICT 設備 ・バリアフリー ・トイレ ・エレベータ
❸環境面	・断熱性能 ・日射遮蔽性能 ・遮音性能 ・設備の高効率化(LED 電球への変更等)

② 設定項目点検結果の活用

施設の点検結果を把握し、今後の老朽化を予測し、本計画に基づく改修内容に反映させる。また、軽微な修繕で対応できる場合は、速やかに修繕を行い、 破損状況を最小限に抑えていく。

5 長寿命化の実施計画

本町唯一の学校施設であり、建設後6年しか経過していないため、現時点での具体的な実施計画は策定せず、今後、上記「4②設定項目点検結果の活用」をもとに、優先順位を付け、建設後10年が経過する令和8年度(2026年度)以降に計画性をもって、効果的・効率的に実施していきます。

6 長寿命化計画の継続的運用方針

効率的かつ効果的な施設整備及び適正な施設管理を実施していくためには、施設の点検結果を踏まえた計画に基づき、随時の軽微修繕を含めた日常的な維持管理を行い、施設における整備内容の見直しや課題を整理し、次の計画に反映していくことが大切です。

長寿命化計画を継続的に運用していく方針を、次のように定めます。

① 施設管理の整備と活用

日常点検や法定点検の結果をもとに、施設の状態等を把握し、激しい劣化・損傷が生じないよう予防保全に努める。

② 推進体制等の整備

本計画を継続的に運用するために、総合管理計画の方針を踏まえつつ、町教育委員会事務局が主となり、学校との連携や、技術的知見を有する関係部署との協議、調整を行う。

③ 計画の見直し

本計画は、総合管理計画の見直しに合わせて見直すことを基本に、令和8年度(2026年度)、令和18年度(2036年度)を目安とし、その時点での学校の状況や法改正など、諸条件を踏まえ見直しを行う。

見直しについては、Plan (計画) $\rightarrow Do$ (実行) $\rightarrow Check$ (検証) $\rightarrow Act$ (見直し) のサイクルに基づくものとする。